

品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる  
法令改正等に伴う保安規定変更の概要

## 1) 改正法第 3 条の施行及び関連規則の一部改正又は制定に伴い保安活動に反映が必要となる事項の変更

① 品質マネジメントシステムに関する事項

品質管理に関する要求の拡大等、原子力施設の保安のための業務に必要な体制の基準に関する規則（品質管理基準規則）の制定による原子炉施設の品質マネジメントシステムに関する内容の変更。

② 放射線管理及び廃棄物管理に関する事項

- 放射線業務従事者が受ける線量の管理並びに放射性気体廃棄物の管理において、ALARA (As low as reasonably achievable) の基本精神に則り保安活動を行うことを追加。（これまでも ALARA の精神はすべての保安活動の基本方針として位置付けているが、放射線管理及び廃棄物管理上の要求事項として特出しされたため、当該条文にも「ALARA の精神」の考慮を明文化した。）
- 放射性廃棄物でない廃棄物の管理の追加。
- 管理区域の解除の追加。
- 排気監視設備及び排水監視設備の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能維持の方法の追加。
- 放射線測定器の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法の追加。

③ 核燃料物質等の事業所内運搬に関する事項

核燃料物質等の事業所内運搬に、事業所外への運搬に係る事業所内での運搬も含むことを明記。

④ 非常の場合に講ずべき処置に関する事項

- 緊急事態発生時の通報等に関し、研究所内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含むことを明記。
- 緊急事態の発生をもってその後の措置として、原子力事業者防災計画

によることの追加。

- ⑤ 設計想定事象等に対する原子力施設の保全に関する措置  
設計想定事象等に対する原子力施設の保全に関する措置として、要員の配置を明記。
- ⑥ 記録及び報告に関する事項  
法令報告のみでなく、準ずる事象が発生した場合においても、経営責任者（京大大学長）に報告される体制の構築。
- ⑦ 施設管理及び事業者検査に関する事項  
原子力事業者等に対する検査制度の見直しに伴い、原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（施設管理）に関する措置の追加とともに、関連する事項の変更。
- ⑧ 技術情報の共有に関する事項  
品質マネジメントシステムの要求事項として「技術情報の共有」が追加されたことから、保守点検の結果など保安に関する技術情報を他の事業者と共有し、自施設の保安を向上させるための措置を追加。
- ⑨ 不適合発生時の情報の公開に関する事項  
品質マネジメントシステムの要求事項として「不適合発生時の情報の公開」が追加されたことから、不適合が発生した場合の公開基準を定め、ホームページにて公開する措置を追加。

## 2) 保安規定の一部見直し及び記載の適正化

- ① 医療照射の取り止めに伴う変更
- ② 事務管理部の業務追加
- ③ 炉室の施錠に関する条文の削除
- ④ KUR 実験中の異常への対応の追加
- ⑤ その他、記載の適正化

以上